

土木環境委員会記録
＜第2号＞

平成24年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成24年12月13日（木曜日）

沖縄県議会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成24年12月13日 木曜日
 開 会 午前10時1分
 散 会 午後1時57分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 甲第2号議案 平成24年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 甲第3号議案 平成24年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 乙第20号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 4 乙第21号議案 沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 5 乙第22号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 6 乙第23号議案 沖縄県流域下水道条例
- 7 乙第24号議案 沖縄県公営住宅等の整備に関する基準を定める条例
- 8 乙第25号議案 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 9 乙第26号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 10 乙第34号議案 道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する和解について
- 11 乙第42号議案 指定管理者の指定について
- 12 乙第43号議案 指定管理者の指定について
- 13 乙第50号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

- 14 陳情第76号、第77号、第86号の2、第91号、第92号、第94号、第95号、第97号、第109号、第121号、第125号、第127号、第140号の4、第155号、第157号、第158号の2、第159号、第162号の2、第167号、第171号、第175号、第176号、第179号、第180号、第192号、第199号、第200号及び第205号
- 15 閉会中継続審査（調査）について

出席委員

委員長	中川京貴君
副委員長	仲宗根悟君
委員	具志堅透君
委員	桑江朝千夫君
委員	浦崎唯昭君
委員	新里米吉君
委員	新垣清涼君
委員	奥平一夫君
委員	前田政明君
委員	嘉陽宗儀君
委員	金城勉君
委員	新垣安弘君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環境生活部長	下地寛君
自然保護課長	富永千尋君
土木建築部長	當銘健一郎君

道 路 街 路 課 長	末 吉 幸 満 君
道 路 管 理 課 長	東 樹 開 君
河 川 課 長	徳 田 勲 君
都市計画・モノレール課長	仲 村 守 君
下 水 道 課 長	大 城 忠 君
港 湾 課 長	普 天 間 信 栄 君
住 宅 課 長	豊 岡 正 広 君
住 宅 課 住 宅 管 理 監	登 野 城 正 一 君
企 業 局 長	兼 島 規 君

○中川京貴委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

甲第2号議案、甲第3号議案、乙第20号議案から乙第26号議案まで、乙第34号議案、乙第42号議案、乙第43号議案、乙第50号議案の13件、陳情第76号外27件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長、環境生活部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、甲第2号議案平成24年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第1号)について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 甲号議案につきましては、お手元の平成24年第8回沖縄県議会(定例会)議案(その1)により御説明いたします。

9ページをお開きください。

甲第2号議案平成24年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費2億2824万円を追加するものです。

内容としましては、那覇浄化センター2系ポンプ棟污水管切りかえ工事に係る中部流域下水道建設事業が1億3824万円、再生水送水管布設工事(空港ルート)に係る水環境創造事業が9000万円の追加となっております。

いずれの工事も発注前の関係機関との調整等に時間を要し、単年度での完了が見込めないことから、工期を確保するために繰り越すものであります。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○大城忠下水道課長 工事概要をお手元の資料で御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、那覇市西町にある那覇浄化センターの平面図となっております。図面下が公安委員会の運転免許試験場跡地になります。今回の補正は、図面上に工事箇所として矢印で示している部分でございます。補正対象工事は那覇浄化センター、先ほど土木建築部長が申し上げた工事でございます。管径1160ミリメートル、管延長140メートルの推進工法となっております。

次のページをごらんください。

図面の右上が那覇市西町にある那覇浄化センターで、図面の左側が那覇空港となっております。今回の補正対象工事は、矢印で示しております再生水送水管布設工事（空港ルート）で管径150ミリメートル、管延長2000メートルの管布設工法となっております。一部の道路横断部は推進工法となっております。

この事業は、下水処理水の一部を高度処理し、トイレ洗浄用水や散水用水などの雑用水へ有効利用する事業で、県と那覇市が共同で実施しております。当該工事は那覇うみそらトンネル一要するに、沈埋トンネルを占用して那覇空港まで送水するルートで、県が行う送水管布設工事でございます。

説明は以上でございます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、甲第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、甲第3号議案平成24年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 11ページをお開きください。

甲第3号議案平成24年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第1号)について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、既決の歳入歳出予算額4億25万9000円に、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、総額をそれぞれ4億525万9000円にするものであります。

内容としましては、宜野湾港湾マリーナの海上係留施設において、台風第17号の波浪による被害が生じたため、その修繕費用500万円の増額補正となっております。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○普天間信栄港湾課長 お手元の甲第3号議案説明資料に基づいて、御説明いたします。

1 ページをお開きください。

宜野湾港の全体平面図でございます。少し右寄りにマリーナの部分がございます。その真ん中に、上に向かって中央栈橋がございます。その中央栈橋から右側にくし形の浮き栈橋が4つ、左側にくし形浮き栈橋が3つございます。その中で今回、番号1、2、3と打っているところが大きな損傷が出た部分でございます。詳細につきましては、2ページ以降の写真で御説明いたします。

1番目の写真でございますが、左側くし形浮き栈橋の手前から3番目の部分でございますが、写真のように右側に大きく傾いている状況であります。この浮き栈橋が沈まないように周辺のヨット、あるいは施設にロープで固定しておりますが、歩くのも危険な状況でございます。根っこの固定する部分が折れて、全体的に取りかえが必要でございます。

次のページ、2番目でございますが、これは右側一番奥の浮き栈橋でございますが、波の影響で右側に傾いております。浮き栈橋両側の鉄板が外れて、ボルトも使えない状況でございます。

次のページ、最後になりますが、左側2番目の浮き栈橋でございますが、くし形浮き栈橋が半分下に落ちている状況で、全体的にも傾いていると。右側の写真でございますが、鉄板部分が非常に腐食しており、ボルトで固定できない状態になっておりまして、現在ロープやチェーン、木材を使って暫定的に固定している状況でございます。

台風による大きな被害はこれまでありませんでしたが、台風第17号の予想外の波浪でこういった大小の被害が出ております。マリーナの利用に支障が生じており、当該施設を早急に修繕して機能回復を図りたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、甲第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 ボルトが破損していると言うけれども、このボルトは腐食の結果ですか、台風のために折れたのですか。

○普天間信栄港湾課長 ボルトあるいは鉄板部分については、整備してから大分たっておりますので部分的な腐食等は多少あったようですが、これまでは修繕、修理するほどのことではなかったのですが、今回の台風17号の大きな波によって折れたり、破損したりということが生じております。

○嘉陽宗儀委員 笹子トンネルの例ではないけれども、ここは絶えず塩水にかかっているから、塩分は腐食が早いはずだから、ほかのところも改めて点検したらどうですか。

○普天間信栄港湾課長 点検につきましては、指定管理者が日常及び定期的に行っておりまして、これまでは修理するほどのことではなかったとの報告を受けております。今回の台風第17号は本当に予想外の波で、ヨット自体も大きな損害が出ておりました。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 現在、このマリーナは何艇が利用していて、収入としてはどれだけありますか。

○普天間信栄港湾課長 現在の収容隻数でございますが、10月末現在での報告では242隻になっております。平成23年度の収入一収納実績でございますが、過去最高の1億2206万円となっております。

○新垣清涼委員 このくし形の場所は新しく整備し直したと思うのですが、整備してから何年たっているのですか。

○普天間信栄港湾課長 浮き栈橋の整備時期でございますが、昭和58年から平成18年の間で整備されておりまして、その間の費用は18億900万円だったとの報告がございます。

○新垣清涼委員 つい最近、整備し直したとか、改修したのはいつですか。

○普天間信栄港湾課長 最近、改修を行ったのは平成13年度から平成17年度の間だったと聞いております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第20号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 乙号議案につきましては、お手元の平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）により御説明いたします。

183ページをお開きください。

乙第20号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、中城湾港新港地区において港湾物流機能の強化を図るため、20フィートコンテナ対応移動式荷役機械である油圧式オールテレーンクレーンを設置することに伴い、使用料の徴収根拠を定める必要があるため条例を一部改正するものであります。

なお、1時間当たりの使用料は2万6542円となっております。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○普天間信栄港湾課長 お手元の乙第20号議案の説明資料で説明いたします。

1、条例改正の目的は、中城湾港新港地区において港湾物流機能の強化を図るため、20フィートコンテナ対応の油圧式オールテレーンクレーンを設置することになりました。同クレーンは港湾法上の港湾施設、移動式荷役機械に該当し、使用を許可するため、条例において港湾施設使用料の徴収根拠を定める必要がございます。

2、使用料の算定方法ですが、同クレーンは中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の起債事業によって一部費用を負担しているため、起債償還が必要でありまして、起債償還にかかる費用及び同クレーンの維持管理にかかる費用から使用料の算定を行っております。使用料の中身としましては、起債償還と起債償還にかかる利子、維持管理にかかる費用—必要経費、燃料費、維持修理費等でございます。必要経費というのは、保守点検や使用部品の交換、オーバーホールといったものを計上してございます。なお、民間を利用した場合ですが、県内の重機会社からのヒアリング等によりますと1日8時間で約30万円、それから民間のリースで借りますと、別途移送・組み立て・解体費が約100万円かかるということで、130万円かかると聞いてございます。民間のリースは1日単位でございますが、今回、県の使用料は1時間当たりで料金を設定しておりまして、民間よりも利便性がよくなっております。

3の施行日については、平成25年2月末までに納入予定でございますので、条例改正の施行日を3月1日と設定してございます。

4、同クレーンの管理については、同クレーンの許認可業務及び調定業務、鍵の管理等は県で行います。使用時間の調整につきましては、船の接岸等についての会議が週1回ございます。その場で同クレーン使用の調整を行う予定でございます。日常のメンテナンス、使用前後の目視チェック、燃料の補給などは効率性、経済性を考慮しまして、業務委託を行う予定でございます。

以上、乙第20号議案の説明を終わります。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 管理について荷役会社と調整中とあるのですが、何社ぐらいでできそうですか。

○普天間信栄港湾課長 管理につきましては、維持管理組合の設立に向けて現在、調整中でございます。今、荷役会社にヒアリングを行って、この管理組合への参加意思の確認を行っているところでございます。ヒアリングを実施しましたのは、中城湾港で荷役業をやっております中城湾港運株式会社を初め、沖縄港運株式会社等6社のヒアリングを行っております。

○桑江朝千夫委員 6社と調整中ということですが、沖縄市、うるま市に本社を置いている会社はどれぐらいですか。

○普天間信栄港湾課長 ヒアリングを行った6社のうち、地元の沖縄市、うるま市に在するのは中城湾港運株式会社のみで、ほかの会社につきましては那覇市在と聞いてございます。

○桑江朝千夫委員 管理組合を設立させなければ、こういったメンテナンス等の管理はできないのですか。

○普天間信栄港湾課長 民間の会社が単独で行うこともできますが、他府県に事例の調査等もやっておりまして、九州ブロックの港湾行政担当者会議等で確認したところ、各県あるいは政令市等では管理組合、あるいは協会を結成して、そこに委託している事例が多数ございました。公平性を期すためにも、単独業者よりは複数の業者から成る管理組合、協会、そういったところに委託したほうがよかろうと考えております。

○桑江朝千夫委員 公平性を期すためとはどういうことですか。公平性を保つために組合を設立すると。指定管理者制度とかほかの部分でそういう制度もあるのではないですか。それもあいながら、組合が公平性を保つということはどういったことですか。

○當銘健一郎土木建築部長 まず、いろいろなやり方があろうかと思えます。その中で、今回のオールテレーンクレーンという特殊な機械ですので、その機械に精通したところということで、私どもはそれを実際に使う方々に組合を結成してもらって、メンテナンスをやってもらったほうがよいのではないかと

うやり方です。ただ、これを指定管理とか、公募するということになりますと、先ほど言いましたように非常に専門性の高いものでございますので、やはりこの場所で実際に作業されている方々が集まって、維持管理をしていただいたほうがよいだろうということで、組合の結成を考えているところでございます。

○桑江朝千夫委員　ここはまだ那覇港みたいに港湾管理組合、一部事務組合はないわけですね。それがこのように那覇港管理組合みたいに成長していくというのですか、そういうものになり得ますか。

○當銘健一郎土木建築部長　一部事務組合は特別な地方公共団体ですので、県と市町村でそういう組合を結成したらどうかというお話だと思っております。これはまた別の話になるかと思っております。今回のものについては、こういう特殊な機械の日常的メンテナンスをするために、どういう組織がよいのかという観点で申し上げますと、やはりこれは県とか市町村でじかに管理するのは無理だろうということで、専門の方々で組合をつくっていただくということで考えております。

○桑江朝千夫委員　6社全てで組合が設立できそうですか。

○普天間信栄港湾課長　地元の中城湾港で実際に業務をやっている中城湾港運株式会社が管理の主体となって、あとは積極的に参加意思を示している大手の沖縄港運株式会社あたりで、2社かその程度で結成されていくのではないかと考えております。

○中川京貴委員長　ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員　難しい質疑はしませんが、貨物取扱量が減ったというニュースがありました。こちらは従来、拓南製鐵株式会社のクレーンを使っているから、県独自のものをやりなさいと言ってせっかくここまで来ているのに、今度は肝心の荷物が無いということで騒がれるのはまずいし、それから、特に特別自由貿易地域の県の施設に入居している業者も余り利用しないということがあるから、今後はやはり有効活用する問題からも、那覇港との仕分けもちゃんとやらないと、せっかく購入したけれども役に立たないと言われぬように頑張ってください。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第21号議案沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 続きまして、地域主権一括法関連議案について御説明申し上げます。地域主権一括法の正式名称は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律となっておりますが、これからの説明では地域主権一括法と省略させていただきます。

今回提出しております土木建築部所管の地域主権一括法関連議案は、乙第21号から乙第25号議案までの5件となっております。

お手元の配付資料、土木環境委員会説明資料乙第21号議案の1ページをお開きください。

今回の議案は、第1次と第2次の地域主権一括法の制定により、地方自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るため、義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大に伴い、条例の制定及び改正を行うものであります。詳細は後ほど御説明いたします。

それでは、お手元の平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）により、御説明申し上げます。

184ページをお開きください。

乙第21号議案沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

本議案は、地域主権一括法により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、県が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものであります。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○仲村守都市計画・モノレール課長 まず初めに、地域主権一括法の第1次一括法、第2次一括法と呼ばれる法律について概要を説明いたします。

乙第21号議案から乙第25号議案まで関連いたします。

お手元の資料、1ページをごらんください。

上段の第1次一括法の1、改正内容の部分に説明がございますように、地方分権改革推進計画の閣議決定を踏まえ、42の関係法律の整備を行うものであります。また、下段の第2次一括法は、1、改正内容に説明があります地域主権戦略大綱の閣議決定を踏まえ、188の関係法律の整備を行うものであります。

改正の内容といたしましては、①基礎自治体への権限の委譲、②義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大を行うものであります。

2の施行期日をごらんください。③地方自治体の条例や体制整備が必要なものの一部が平成25年4月1日となっており、施行期日までに定める必要があるものに該当するなどが、今回御提案します乙第21号議案から乙第25号議案まででございます。

それでは、沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の概要を御説明いたします。

お手元の資料、2ページをごらんください。

1、件名、沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例でございます。

2、制定の経緯及び必要性については、土木建築部長が御説明しましたので省略いたします。

3、制定案の概要について御説明します。(1)から(4)までを3ページの議案書の抜粋で御説明いたします。

まず、第1条は、条例の趣旨について定めます。次に、第2条は、用語の定義について定めます。次に、第3条は、県が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を別表として定めます。附則といたしまして、施行を公布の日からとします。

2ページにお戻りください。

4の根拠法令について御説明します。根拠法令は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項となります。

4ページをお開きください。

根拠法令でございます。該当箇所のほか、関連する事項につきましてはアンダーラインにて示しております。第13条第1項の2行目末尾のほうですが、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例で定める基準に適合させなければならないと規定しております。また、第2項は、前項の規定に

基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めることとなっております。

次に、2ページにお戻りください。

5、県の条例制定の考え方について、御説明いたします。条例は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を基本といたしますが、同省令と沖縄県福祉のまちづくり条例—福まち条例、平成9年の施行でございますが、この基準を比較しまして違う基準の場合は、より高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮した基準、より高齢者等に優しい基準を採用するものとしたします。条例の基準内容については、国の基準、県の福まち条例の基準、今回御提案します県条例の基準を横並びにした資料で概要を御説明します。

資料5ページをごらんください。

表がございます。左上の項目ですが、ここは基準を定める必要があります園路及び広場を初めとする特定公園施設、12施設ごとに整理してございます。この項目は、条例に示す施設ごとに整理しておりますので—資料の3ページに戻ります。条例第3条の別表が真ん中から下に記載しておりますが、その施設名、1、園路及び広場に該当しております。このように条例で示す12施設ごとにこれから御説明いたします。

再び5ページをごらんください。

表の上段には国基準、真ん中に今回御提案します県の条例基準の案、右側に比較します沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則と3段表にしております。

まず、項目の園路及び広場の出入り口をごらんください。アンダーラインで示しております。出入り口の幅などは、国の基準も福まち条例の基準も同一でございます。したがって、参酌基準としている省令を採用しております。備考欄をごらんください。採用した基準を記しております。

左下の項目で、下から2番目をごらんください。詳細な説明は省略いたしますが、国土交通省の省令基準がないので福まち条例を採用し、より高齢者、障害者の移動等円滑化につながる基準といたします。

こうやって、国の基準と福まち条例の基準を見比べまして、より高齢者、障害者等に優しい基準を採用するといったことを基本に、備考欄にございますように何を採用したかを整理してございます。各項目ごとに6ページから12ページまでございますが、説明は以上とさせていただきます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 1つだけ確認させてください。

国の基準と沖縄県福祉のまちづくり条例を比較しながら、県の条例をつくっていくというお話ですが、ここは北海道から沖縄まで同じ基準を見直しながら、各都道府県に合ったような条例をつくっていくという目的だと思うのです。そこで沖縄ならではの、ここはこうですという箇所がどこかにあるかどうか。いかがですか。

○仲村守都市計画・モノレール課長 ウチナービケーンというものではございませんが、国土交通省の基準にないものが沖縄県福祉のまちづくり条例にはございます。そこがオリジナルということになるかと思えます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第22号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 194ページをお開きください。

乙第22号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、地域主権一括法により都市公園法の一部が改正されたことに伴い、県が設置する都市公園の配置及び規模並びに公園施設の建築面積の基準等について、条例で定めるものであります。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○仲村守都市計画・モノレール課長 お手元の乙第22号議案説明資料、1ページをごらんください。

1、件名は、沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

2、改正の経緯及び必要性については、土木建築部長が御説明しましたので省略いたします。

3、改正案の概要につきまして御説明いたします。(1)から(5)までは、条例案の写しを用意してございますので、資料の2ページをごらんください。改正に係る主な部分につきましては、アンダーラインで示しております。

まず、第1条の条例の趣旨に、都市公園の設置基準に関し必要な事項を定めることを加えます。次に、都市公園の配置及び規模の基準を第2条の2に新しく定めます。

3ページをごらんください。

公園施設の建築面積の基準を第2条の3に新しく定めます。次に、公園施設の建築面積の基準の特例を第2条の4に新しく定めます。附則としまして、施行は公布の日からといたします。

資料の1ページにお戻りください。

4の根拠法令でございますが、都市公園法第3条第1項及び第4条第1項です。法令の抜粋を用意してございますので、資料4ページをごらんください。

都市公園法が上段に、中段から下は同法施行令の抜粋でございます。該当箇所や関連する箇所はアンダーラインで示しております。都市公園の設置基準が都市公園法第3条に示されております。アンダーラインの部分のを要約しますと、都市公園を設置する場合は、国の基準を参酌して条例で定める基準に適合することと定められております。次に、公園施設の設置基準が法第4条に示されております。

さらに、次に記載されております都市公園法施行令は、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に加えまして、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準が第1条の2に示されており、10平方メートル以上とされております。

資料1ページにお戻りください。

5の県の条例改正の考え方について、御説明いたします。

都市公園の配置及び規模の基準は、県民1人当たりの都市公園敷地面積の標準を規定したいと考えております。また、都市公園の配置及び規模については、都市公園法施行令で規定する基準と同一の基準といたします。ただし、市町村で整備する街区公園等は除きます。

次に、公園施設の建築面積の基準及び特例値は、都市公園法及び同法施行令と同一規定といたします。

条例の改正内容について、御説明いたします。

国の基準と今回御提案する県条例の基準案を、先ほどと同じように横並びにした表で御説明いたします。資料の7ページをごらんください。

2段表にしてございます。参酌すべき国の基準を項目の左側に、右側に県条例の基準案を記載しまして、備考欄には理由を要約しております。

まず、項目の最初の部分、1人当たり都市公園敷地面積について御説明いたします。左側の国の基準をごらんください。参酌すべき国の基準は、1つの市町村の区域内における都市公園の住民1人当たり敷地面積の標準を10平方メートル以上としております。県条例案では、県が設置する都市公園であることを明確にするために、県が設置する都市公園はと前置きしまして、次に、都市公園の分布の均衡を図る必要がありますので一都市公園としては、国が設置する都市公園、さらに県と市町村が設置する都市公園、これらの都市公園を合わせたものということを確認にして、国、県及び市町村が設置する都市公園といたします。さらに、国の参酌基準では1つの市町村の区域内の都市公園の住民1人当たり敷地面積の標準を10平方メートル以上としておりますが、県内の市町村ごとの都市公園の面積を見ますと、住民1人当たり10平方メートルを超える市町村、あるいは10平方メートルを満たさない市町村というようにばらつきがあります。このため、市町村を越えた区域、例えば圏域でくくるというように区域を示さないようにしまして、県民1人当たりとしたいと考えております。

また、標準面積につきましては、国の参酌基準どおり10平方メートル以上としまして、上限は規定しないこととしたいと考えております。

以上の理由により、県が設置する都市公園は、国、県及び市町村が設置する都市公園の県民1人当たり敷地面積の標準を10平方メートル以上として配置し、及び規模を定めることとしたいと考えております。中段以降に当該市町村の市街地の都市公園とありますが、これは県が設置する公園を対象とするものではございませんので、県の条例には規定せずに各市町村の条例で規定されることとなります。

項目の2つ目以降、街区公園、近隣公園、地区公園の規定も同様に市町村が整備する公園ですので、県条例では規定せず、これも市町村の条例に規定されます。

次に、県が設置します総合公園、運動公園、広域公園、風致公園などの規定につきましては、国の基準を参酌する規定といたします。なお、県の条例基準案のアンダーラインについてですが、県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ防災、非難等災害の防止に資するよう考慮するほかの記述は、参酌基準の同法施行令第2条第1項に該当する部分でありまして、県の条例に定める必要

がある記述ですので記載しております。

次に、資料8ページをごらんください。

公園施設の建築面積の基準及び特例値です。これについても横並びしてございます。1つの都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準ですが、これまでどおり国の基準が適切であるとして参酌したい考えであります。まず、左側の公園施設で特例対象外の建築物については、県の条例基準案は国の基準に合わせまして、法第4条第1項の条例で定める割合は、国の基準を参酌して100分の2と規定したいと考えております。

そのほか、特例対象の建築物一休養施設、運動施設、教養施設等、それから国宝、重要文化財等、それから屋根つき広場、壁を有しない雨天運動場等、さらに仮設公園施設等については、国の基準に合わせた県の条例基準案を御提案したいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案沖縄県流域下水道条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 197ページをごらんください。

乙第23号議案沖縄県流域下水道条例について、御説明申し上げます。

本議案は、地域主権一括法により下水道法の一部が改正されたことに伴い、流域下水道の構造の技術上の基準等を定めるとともに、流域下水道の設置に関し必要な事項を条例で定めるものであります。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○大城忠下水道課長 お手元の資料で概要を御説明いたします。

議案の提出理由については、土木建築部長の説明がありましたので省略します。

次に、議案の概要としましては、流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について、政令で定める基準を参酌して条例で定めます。さらに、下水道法の規定により、流域下水道の設置に関し必要な事項を条例で定めます。

説明の欄をごらんください。

①の下水道法の改正について、御説明いたします。左側が改正前、右側が改正後となっております。右側の改正後において、法第7条第2項により、構造の基準は政令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとなっております。また、法第21条第2項により、政令で定めるところを参酌して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならないとなっております。

②の条例案の考え方ですが、これまで下水道事業において技術上の基準及び管理において支障がなかったことから、下水道法施行令で定められている参酌基準を基本とします。また、専門的な細かい規定は規則に委任します。

③の設置に関する事項につきましては、条例で規定します。

次ページの比較表をごらんください。

左側の欄が参酌する下水道法施行令です。中央の欄が今回御提案します沖縄県流域下水道条例案です。中央の欄の第3条が設置に関する規定となっております。次のページにかけて、第4条から第7条までが流域下水道の構造の技術上の基準となっております。最後のページの第9条が終末処理場の維持管理の基準となっております。

以上で、説明を終わります。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第24号議案沖縄県公営住宅等の整備に関する基準を定める条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 201ページをお開きください。

乙第24号議案沖縄県公営住宅等の整備に関する基準を定める条例について、御説明申し上げます。

本議案は、地域主権一括法により公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、県が行う公営住宅及び共同施設の整備に関する基準を条例で定めるものであります。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○豊岡正広住宅課長 乙第24号議案沖縄県公営住宅等の整備に関する基準を定める条例について、説明資料に沿って御説明申し上げます。

まず、1ページの提出議案の概要をお開きください。

中段の説明の欄、右側の改正後、整備基準の第5条、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならないということで、公営住宅の整備について変更がなされております。

それによって今回、条例案を作成することになりましたが、今回の条例制定に当たっての基本的な考え方としては、参酌基準で示されている全国共通の事項については、国の参酌基準に準拠すると。ただし、本県の気候風土等の特殊性を勘案する必要がある事項については、独自規定を盛り込むということで、一番下の②、本県の気候風土を勘案した規定を盛り込みましたが、これについては後ほど説明いたします。

それでは、条例全般について、次のページから御説明申し上げます。

2ページをごらんください。

右側が国の参酌基準、左側が今回の条例案になっていて、変更部分はアンダーラインで示しております。

まず、第1条は趣旨でございます。県条例案においては根拠法令である公営住宅法を示し、県が行う公営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定めるとしてあります。

第2条は定義でございますが、県条例で使用する用語につきましては、公営

住宅法で使用する用語の例によるとしております。

次に、第3条の健全な地域社会の形成、第4条の良好な居住環境の確保及び第5条の費用の縮減への配慮といった内容については、基本的事項でありますので参酌基準に準拠しております。

次に、第6条の位置の選定、第7条の敷地の安全等、第8条の住棟等の基準については、特に地域性を加味する規定ではないので、参酌基準に準拠しております。

次に、第9条第2項をごらんください。ここが本県の独自性—我が県が亜熱帯性気候であることを勘案して、独自規定を盛り込んだところであります。右側の参酌基準は外壁、窓等を通しての熱の損失の防止ということで、どちらかと言いますと、寒冷地で冬の部屋中の暖かい空気を外に逃がさないという断熱性をイメージさせるような記述です。我が県の気候風土は、主に夏に日差しを遮る、あるいは制御するという意味から、日射の適切な制御ということで—これは遮るだけではなくて、冬場は積極的に光を入れるという考えで、制御という言葉を書いてございます。

それから、第10条の住戸の基準、4ページの第11条の住戸内の各部、それ以降の条項については、参酌基準に準拠しております。

以上が、乙第24号議案の説明でございます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 205ページをお開きください。

乙第25号議案沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、地域主権一括法により公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、県営住宅における入居者資格に係る収入基準を条例で定めるものであります。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○豊岡正広住宅課長 乙第25号議案沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明資料に従って御説明申し上げます。

まず、1ページ、提出議案の概要をお開きください。

今回の公営住宅法及び同法施行令が改正され、これまで政令等に定めがあった入居収入基準額を、事業主体が条例により規定することとなり、今回の改正において、一般世帯を月額15万8000円、裁量世帯を月額21万4000円として具体的な金額を定めるものであります。また、改良住宅については、住宅地区改良法及び同法施行令が改正されたことにより、一般世帯を月額11万4000円、裁量世帯を13万9000円として金額を定めるものであります。

次に、条例全般の改正内容について御説明申し上げます。

2ページの新旧対照表をお開きください。

左側が今回の条例改正案、右側が現行規定となっております。改正部分についてはアンダーラインで示してあります。

まず、第6条第1項第1号イ及びエ、アンダーラインを引いている箇所ですが、これについては内容をより特定するための改正ということで、イの右側の第2条を第2条第1号に、エの第11条を第11条第1項にというように、内容を具体的に特定するという改正であります。

次に、3ページをお開きください。

中段の(2)、これが第6条第1項第2号の部分ですが、この中で、アからカまでが県営住宅の入居収入基準についての改正でございます。このアからエまでが裁量世帯について規定するもので、全て月額21万4000円としております。それから、一番下のオでございますが、これについては激甚災害に対応するために規定するもので、これにつきましても月額21万4000円と。ただし、括弧書きで当該災害発生日から3年を経過した後は、15万8000円とすると定めるものであります。次に、カは、アからオまでに掲げる場合以外の場合ということで、これが一般世帯ということで、月額15万8000円と定めるものであります。

次に5ページをお開きください。

第7条第3項は条項ずれに伴う改正、また、第23条第2項は常用漢字への字

句修正でございます。

それから、第55条第2項については6ページをごらんください。

第55条第2項のうち、2行目は条項ずれに伴う改正です。6行目は入居収入基準を定める対象として、第6条第1項第2号中アからカまでとアンダーラインを引いているところを、アからエまでまたはカとーこれはオを除くための記載方法ですが、要するに、改良住宅は公営住宅と制度が違いまして、改良住宅の場合は激甚災害対応目的の使用がないため、オを除くためにこういう打ち方をしております。7行目、21万4000円とあるのは13万9000円と、15万8000円とあるのは11万4000円と読みかえることによって、公営住宅の規定を改良住宅の収入基準に当てはめるための規定を置いております。

それから、一番下のほうで収入超過者の認定の規定がございますが、これも条項ずれに伴う改正でございます。

以上で、乙第25号議案の説明を終わります。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 公営住宅の管理の場合に、駐車場の問題はどうなっていますか。

○豊岡正広住宅課長 駐車場については、住戸1つにつき、1つの駐車場を整備するという基本的な考え方で整備してございます。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方の担当ですから、当然、各公営住宅を見ていると思うのですが、やはり一番困るのは駐車場ですよね。各世帯1台と言うけれども、実際には家族で何台かに乗っていて、奪い合いをするし、消防車などが来た場合でもなかなか通れないことがある。この駐車場問題は少し内部でも議論して、なるほど県はやっていると言われるぐらい、駐車場の整備をしたほうがよいのではないですか。

○豊岡正広住宅課長 県としては基本的に1台ということで、あとは自治会で

近くの敷地を借りるなどして、駐車台数をふやす取り組みについて我々も指定管理者等と連携をとりながら、その辺は取り組みたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 今は1台というのはわかりますけれども、1台で大体事は済んでいるのですか、実態は。

○登野城正一住宅課住宅管理監 基本的には1世帯1台で認めておりますが、今現在、既存の団地の駐車場整備に向けていろいろとやっております。その整備をする際にある程度台数を設けて、2台持っている方々についてもある程度の方々には提供しているのですが、それ以外の者については、近隣の民間の駐車場をお借りするようにと指導しております。

○嘉陽宗儀委員 細かいことは言いませんけれども、やはり実態を見て、例えば公営住宅の中で各世帯当たり1台と割り当てても、余分なスペースがある場合にはくじ引きで決めるとか、大騒動をしているわけです。入居よりも難しい駐車場確保と言って。ところが、敷地内を全部回ったら、整備をすればまだまだ駐車場を確保できるのではないかという実態があると思いますので、きょうは質疑しませんけれども、ぜひ駐車場は切実な問題ですから、全体的に点検して、駐車スペースが確保できるように努力はしてください。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、乙第26号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 207ページをごらんください。

乙第26号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、御説明申し上げます。

本議案は、平成23年第6回沖縄県議会乙第6号議案をもって議決された、儀間ダム本体建設工事の工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

契約金額36億4665万円を9450万円増額し、37億4115万円に変更するものであります。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○徳田勲河川課長 お手元の乙第26号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての説明資料、及び前方のパネルとあわせて説明したいと思います。

1ページをお開きください。

まず、事業概要について御説明いたします。

儀間川総合開発事業は、久米島町儀間地内に儀間川の洪水調節、新規水道用水の開発及び河川環境の保全を目的とした儀間ダムを建設するものであります。

次に、儀間ダム本体建設工事の概要について説明いたします。

今回、改定契約を行う儀間ダム本体建設工事は、平成19年第4回沖縄県議会で工事請負契約が議決され、清水建設株式会社、金秀建設株式会社、株式会社宮城組の特定建設工事共同企業体が平成19年12月19日から工事に着手しているものであり、その後、平成23年第6回沖縄県議会で議決を経て、36億4665万円に増額変更しております。ダムの型式は、堤体を土で構築するアースフィルダムとなっております。ダムの規模は、ダムの高さが24.5メートル、堤体の延長が539メートル、総貯水容量が57万5000立方メートル、有効貯水容量54万5000立方メートルとなっております。

2ページをごらんください。

次に、工事の進捗状況を11月末の状況写真で説明いたします。写真の①は、下流側からダム本体建設現場を撮影したものです。正面の白い壁がダム堤体盛り立て部です。計画盛り立て高24.5メートルに対して、11月末時点で18.6メートルとなっております。洪水吐き、取水塔及び管理所は完成しております。

写真②は、洪水吐きの方向から撮影したものです。上流部に既設の儀間池があり、その下流部に儀間ダム本体を鋭意盛り立て中でありまして。

写真③は、管理所側から撮影したものです。写真でわかるように、現在はダム堤体を構築する盛り立てを鋭意進めているところであり、11月末時点の儀間ダム本体建設工事の進捗率は、90%となっております。

3ページをごらんください。

次に、工事の主な変更内容について説明いたします。

今回、増額の改定契約が必要となった主な理由は、①の箇所横穴を埋める工事に係るグラウト工の追加と②の箇所貯水池左岸瘦せ尾根部の遮水対策工事の追加であります。

まず、横穴を埋める工事に係るグラウト工の追加について説明いたします。事前調査では確認できなかった横穴が堤体基礎掘削時に発見され、ダム本体に影響があることから、専門家の助言を受け、これらが水みちとならないように、対策としてコンクリートとモルタルで閉塞した後、チェックボーリングと透水試験により確実な遮水性を確保するまで、グラウトミルク注入工を実施する対策を行いました。このグラウト工の数量が当初想定量より増となったことから、費用を追加する必要があります。

次に、貯水池左岸瘦せ尾根部の遮水対策工事の追加について説明いたします。タイ原ダム中止により、貯水池左岸に計画していた導水路がなくなったことから、儀間ダムとタイ原池との境界で、現在久米島町道となっている貯水池左岸瘦せ尾根部について確実な遮水対策が求められ、対策として堰堤を追加構築する必要が生じたことから、これらにかかる費用を追加する必要があります。これらの工事等の増加に伴い、契約金額の増額変更による改定契約が必要となったものでございます。

以上で、説明を終わります。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 確認ですけれども、今、説明で進捗率90%とおっしゃっていましたが、事業概要には平成24年末で進捗率95%を予定していると。予定上うまく進んでいないということですか。

○徳田勲河川課長 全体を含めての事業費ベースでは95%、このダム本体工事のみの進捗率が90%ということで、ダム本体は平成25年度には完成する予定でございます。

○桑江朝千夫委員 この説明資料にあるように、進捗率95%の予定どおりということで確認してよいですか。

○徳田勲河川課長 今、予定どおりではありますが、盛り立てるのが土ということで、アースフィルダムという特徴がありますので、天候の影響もありますが、今、鋭意頑張っているところでございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第34号議案道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する和解について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 215ページをごらんください。

乙第34号議案道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する和解について、御説明申し上げます。

本議案は、久米島一周線道路整備事業において、不在者財産管理人から取得した土地の所有権の保存登記を行うため、県がその所有権を有することを和解によって確認する必要があります。そのため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○末吉幸満道路街路課長 お手元の乙第34号議案に関するA4版の説明資料で、道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する和解について御説明いたします。

本議案は、久米島町の一般県道、久米島一周線道路整備事業において取得し

た土地の所有権確認に関する和解を行うものです。

資料の1ページをごらんください。

本事業区間の位置図と全体平面図であります。久米島一周線は、久米島空港を起終点とする延長約40キロメートルの一般県道で、このうち、久米島町真謝から同町下阿嘉までの約2.4キロメートル区間を平成7年度から事業に着手し、今年度の完成を予定しております。

道路用地の中に、土地名義人の戸籍及び住民票が存在せず、名義人の所在がわからない用地が2筆あります。右側の2名の土地で、詳細を2ページに示しております。今回、この2名の不在者の用地取得に当たり、不在者財産管理人制度により用地を取得することにしました。

資料の3ページをごらんください。

通常、公共事業の整備に伴う用地取得は、右側に示すように土地売買契約締結後、事業者への所有権移転登記がなされます。しかしながら、用地所有者が不在の場合があり、このような場合に用地を取得する方法として、不在者財産管理人制度があります。これは、利害関係者—今回の場合は県となりますが、県の申し立てにより家庭裁判所が不在者財産管理人を選任し、同管理人と土地売買契約を締結するものです。選任された不在者財産管理人に対し、那覇家庭裁判所が県に土地を売却することを許可したことを受け、平成24年5月21日に県は不在者財産管理人と土地売買契約を締結しました。しかしながら、本土地の登記簿謄本には、所有権の保存登記がなされていません。

資料の4ページをごらんください。

土地の登記簿謄本の事例です。所有権の保存登記がなされている場合は、左側のAのように、権利部、所有権に関する事項が明示されていますが、所有権保存登記がなされていない場合は、右側のBのようなものになります。所有権の保存登記がなされていなくても、不在者の住所を証する書面があれば、不在者財産管理人によって不在者名義で所有権の保存登記ができます。しかしながら、今回の2筆につきましては、いずれも不在者の住所を証する書面がなく、所有権の保存登記ができません。

一方、沖縄県名義で所有権の保存登記を行うためには、不動産登記法第74条第1項第2号の規定に基づき、沖縄県が所有権を有することが確定判決によって確定された者となる必要があります。

今回、県と不在者財産管理人において、当該用地の所有権に関する争いがないことから、確定判決と同一の効力を有する訴え提起前の和解を行い、沖縄県が所有権を有する者であることを確認するものであります。沖縄県が不在者財産管理人と和解を行うためには、和解に関する議会の議決が必要となります。

これが、今回議案を提出する理由であります。

なお、今回の不在者の用地取得に関連する法律の抜粋を5ページに示しております。

説明は以上でございます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第34号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 不在者地主を2名書いていますが、伊敷さんと眞境名さんは実在しているのですか。

○末吉幸満道路街路課長 生死が不明、実在しているかどうか不明な状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 不在者が相手の場合には、法的にはいろいろな手を打つことができるのではないですか。

○末吉幸満道路街路課長 当然、私どもとしては所有者、登記簿に記載された住所に住居があるかどうか、その人の居住を追ってございます。地元の方々、知り合いの方々とか区長を通じて、いろいろな手を打ってもその人を探し切れないと。いらっしゃらないということで、我々は不在者財産管理人を選任させていただいたという状況です。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 その伊敷さんとか、眞境名さんは生死不明ということですが、その人の子孫とかも不明ですか。

○末吉幸満道路街路課長 当然、相続関係者等も当たって探し切れないということでございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第34号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第42号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

当銘健一郎土木建築部長。

○当銘健一郎土木建築部長 227ページをお開きください。

乙第42号議案指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

本議案は、県民広場地下駐車場の指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

県民広場地下駐車場については、平成25年3月末で指定管理者の指定期限を迎えることから、平成25年4月より新たな指定管理者を指定する必要があります。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○東樹開道路管理課長 乙第42号議案指定管理者の指定について、概要を御説明いたします。

乙第42号議案の説明資料の1ページをごらんください。

指定管理候補者の選定につきましては、平成24年8月13日から10月11日までの60日間公募を行い、その結果、3団体から申請があり、資格審査及び沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において事業計画書の審査を行い、審査の結果、指定管理候補者として株式会社沖縄ダイケンを選定しました。

以上、乙第42号議案の説明を終わります。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第42号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第42号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第43号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 228ページをお開きください。

乙第43号議案指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

本議案は、西原・与那原マリンパークの指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

西原・与那原マリンパークについては、平成25年3月末で指定管理者の指定期限を迎えることから、平成25年4月より新たな指定管理者を指定する必要があります。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○普天間信栄港湾課長 お手元の乙第43号議案説明資料に基づいて、御説明いたします。

対象施設は、西原・与那原マリンパークであります。平成25年度より現在の西原マリンパークにマリンタウン東浜公園など新たに施設を追加し、西原・与那原マリンパークと名称を変更することが去る6月議会で決定しております。

選定方法でございますが、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において、選定基準に基づく書類審査、ヒアリングなどの内容を加味した総合評価方式による評価を行い、最も評価が高い申請者を指定管理者候補者として選定しました。

選定基準でございますが、選定基準の3番目、事業計画に沿った管理を安定して行える物的及び人的能力を有するものという項目を最重点項目として50点配点して、合計100点としております。その結果、株式会社クリード沖縄を選定しております。

以上で、説明を終わります。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第43号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 2位のA社は点数がないのですが、つけなかった理由があるのですか。参加しなかったのか。

○當銘健一郎土木建築部長 今回、2社が候補となっております、先ほどの指定管理者の場合は3社が手を挙げているということで、1社、2社、3社全て点数をつけてございますが、ここで点数を明らかにすると、当選しなかった企業に対して少しマイナスイメージになるということで、これは県情報公開条例の中でも公開しなくてよいものとなっているものですから、もちろん点数はつけておりますが、ここではオープンにしなかったということでございます。では、先ほどはなぜ第2位はつけているかと言いますと、ほかに2社ありますので、どちらがこの点数なのかがわからないということで、先ほどの県民広場地下駐車場は点数を入れさせていただきました。

○新里米吉委員 少なくとも上位2社の比較ぐらいはできるようにしないと。先ほど3社あって、2社の比較をしているわけです。2社あって、2位が何点なのかもわからないのに、それもA社にしてあるわけだから、我々は会社名を知らないわけです。皆さんは知っている。会社名を書いているのであれば今の話は通るけれども、少し説得力ないですよ。

○當銘健一郎土木建築部長 A社とは書いてあるのですが、その上にマリンパーク共同企業体と表記しているのです。ですから、名称を明確に出しているものですから、点数を公開するのは……。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 今回はこれまでの指定管理者から変更するわけですね。それで、次の指定管理者において、この従業員はどうなりますか。

○普天間信栄港湾課長 今回、指定管理者の候補者であります株式会社クリード沖縄は現在の指定管理者でもございますので、雇用としては継続雇用になるかと思えます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第43号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第50号議案流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 240ページをお開きください。

乙第50号議案流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について、御説明申し上げます。

本議案は、流域下水道により利益を受ける関係市町村に対し、建設事業に要する費用の一部を負担させるため、下水道法の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更内容としましては、今年度において、中部流域下水道事業の全体計画を見直したことにより、計画汚水量が変更になったことを受けて、関係市町村の建設負担金の負担率を改定するものであります。

担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○大城忠下水道課長 乙第50号議案について、お手元の資料で御説明いたします。

議案提出の理由については、土木建築部長が説明しましたので、説明は省略させていただきます。

建設負担金とは、流域下水道により利益を受ける市町村が、建設にかかる費用の一部を負担していただくもので、各市町村の計画汚水量率で計算されるものであります。

一番下、説明の欄をごらんください。

建設改良費のうち、各処理区ごとの総事業費から国庫補助金を除いた額一い

むしろ裏負担を県と市町村がそれぞれ2分の1ずつ負担することになります。

市町村負担の2分の1は全体計画汚水量の比率に基づく負担率を乗じることによって額を算定し、徴収しています。

2ページをお願いいたします。

上の表をごらんください。

今回の見直しで、那覇処理区の負担率については、那覇市が6.25%の増で、浦添市、南風原町、豊見城市がそれぞれ3.25%、1.19%、1.81%の減となっております。

下の表をごらんください。

伊佐浜処理区におきましては、沖縄市が4.17%の増で、浦添市、宜野湾市がそれぞれ1.71%、2.68%の減となっており、その他の市町村は微増微減となっております。

那覇市や沖縄市の負担率増の主な要因は、土地区画整理事業の進捗に伴い、他地域からの人口流入が考えられます。

なお、この建設負担金については、中部流域関連10市町村の同意もいただいています。

以上でございます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第50号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 よくわからないので質疑するのですが、この負担率はどうやって決めているのですか。

○大城忠下水道課長 下水道計画には全体計画というものがあまして、おおむね20年をめぐりに計画を立てていきます。その計画は四、五年、場合によっては市町村の要望等があれば、人口の流入とかそういう区画整理事業とか、そういう開発があるということになれば順次見直していきます。その全体計画において、各市町村の汚水率が決まっていきます。それに基づいて、全体計画で汚水比率を決めていきます。

○嘉陽宗儀委員 汚水量とありますが、市町村の公共下水道から皆さん方になく場合のあの水量ですか。

○大城忠下水道課長 そうです。基本的には入ってくる水量です。要するに、下水道は20年、30年と時間がかかるものですから、当然、先を見越して計画をつくっていくということで、結果的には20年後の汚水量の比率になるわけです。それを四、五年ごとに見直していくと、変わっていくということです。

○嘉陽宗儀委員 もっとわかりやすく説明してほしいのですが、処理するときリッター当たり幾らかかりますか。市町村で全部違うのですか。

○大城忠下水道課長 今、負担は幾らかかるかと言うと、実際に今は企業会計でやっていないものですから、歳入に対して歳出をやっていくと……

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、嘉陽委員から、リッター当たりの下水道処理負担金は一律か、累進度に応じて徴収しているのかとの確認があり、執行部から、一律であるとの回答があった。その回答に対し、嘉陽委員から、たくさん使えば使うほど施設も老朽化するので、本来ならば下水道処理負担金は累進度に応じて徴収すべきではないかとの確認があり、執行部から、県の広域下水道の考え方として、同じサービスを各市町村に提供するという理念のもと、統一料金で行っているとの回答があり、嘉陽委員から、下水道法との絡みがあるので今後取り上げていきたい、質疑を終えるとの発言があった。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 以前、下水道負担金の問題で取り下げてもらったことがありますね。これはそれと一緒にですか。

○當銘健一郎土木建築部長 前回、一旦議案を出して取り下げたのは維持管理負担金でございまして、維持管理負担金につきましては、直接下水道の公共料

金にはね返るような性格のものでございますが、今回については単なる負担率ということで、平成20年に議会の議決をいただいて、負担率を決めてあるわけです。今回、各市町村ごとに新しく、人口の流入などによって汚水量が変わりましたので、新しい負担率でお願いしたいということでございます。

○浦崎唯昭委員 そのときに議案を取り下げてもらった理由は、まだ話し合いが進んでいないという市町村からの意見でした。そういう意味で、今回の負担率についての話し合いは十分になされていると理解すればよいのでしょうか。

○當銘健一郎土木建築部長 今回の関係する市町村全てから同意をいただいております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第50号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情第94号外16件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります請願・陳情に関する説明資料により、順次御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。変更部分には、アンダーラインを引いております。

1 ページの陳情第94号、伊平屋空港に関する陳情の処理概要について、一部

変更がありますので御説明申し上げます。

前回の「県としては、基本計画の見直しを早期に行い、伊平屋村と伊是名村の了解を得た上で環境影響評価の補正を行う考えであります。」を、その後、地元の了解を得て、環境影響評価補正業務を発注したことにより、「環境影響評価の補正を行っているところであります。」に改めたところであります。

9ページの陳情158号の2、平成24年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳情の処理概要は、6について「西埠頭から東埠頭までの港湾内道路については、港湾機能の向上を図る観点から、平成25年度の調査実施に向けた検討を行っております。その他の」を追加しております。

次に、新規に付託された陳情7件について、御説明申し上げます。

12ページの陳情第175号、台風による土砂災害復旧に関する陳情及び13ページの陳情第176号、台風による土砂災害及び水害対策を求める陳情の処理概要につきましては、一括して御説明申し上げます。

台風第15号、第16号の豪雨により、県内各地で多数の土砂災害が発生しており、大宜味村においては3件報告されております。

このうち1件は、農林水産部で対策を進めており、山地災害関連緊急治山事業により復旧整備を図ることとしております。その他2件については、村で対策済みです。

また、公共土木施設災害については大宜味村で8件の災害報告があり、災害査定は全て完了しております。

県としましては、査定後の災害復旧工事の実施が円滑にできるように今後とも村の指導助言に努めてまいります。

家屋への床上・床下浸水の発生につきましては、台風が沖縄本島を通過したときに、大潮の満潮であったことや中心気圧が低い気象条件となり、異常な高潮となりました。それに加え、大宜味村大保地区の地盤が低いという地形条件が重なり、浸水被害につながったものと考えられます。

今後は、大保川の河川改修に向け平成24年度に調査設計を行い、平成25年度以降に護岸の天端かさ上げや河道掘削の対策を実施する予定であります。

次に、14ページの陳情第179号、台風16号災害に係る早期対策に関する陳情と15ページの陳情第180号、満名川流域の高潮及び水害対策を求める陳情の処理概要につきましても、一括して御説明申し上げます。

台風第16号が沖縄本島を通過した9月16日早朝は、1年で最も潮位の上がる大潮の満潮であったことや、中心気圧が925ヘクトパスカルと低かったことから、観測記録を更新する高潮となった気象条件でありました。このため、本部

町において多くの床上、床下浸水被害につながったものと考えております。

県としましては、浸水被害の発生状況や原因等について調査を実施し、浸水対策について本部町と調整を行いながら、適切に対応していきたいと考えております。

満名川については、平成24年度中に河川整備計画を策定し、平成25年度以降に満名川河川改修事業に着手する予定であり、既設護岸の天端かさ上げや河道掘削を実施する予定であります。

16ページの陳情第192号、伊江港港湾整備に関する陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

伊江港から本部港の定期航路における平成23年度の運航率は約96%であります。台風等荒天時の影響以外にも、港湾内のうねりの影響による欠航があることを認識しております。海上交通の安全性・安定性の向上を図るためには、その対策を講じる必要があると考えており、伊江村と調整を図りながら、次年度に必要な調査を行い、対策を検討していきたいと考えております。

17ページの陳情第199号、沖縄でのP C圧着工法採用に関する陳情について、御説明申し上げます。

P C圧着工法とは、建物のコンクリート製の柱、はりなどをあらかじめ工場で作製し、それらの部材を鋼線で緊結し、組み立てる建築工法であります。

その長所は、耐久性・耐震性にすぐれていること、長大スパンによる大空間の確保が容易であること等が挙げられます。

一方では、在来工法と比較して、現場における型枠工事や鉄筋工事などが少なくなり、雇用への影響やコスト上昇の問題があります。

そのため、県有施設の建築工事においては、これまでP C圧着工法の実績はほとんどありませんが、今後は、その用途や規模等に応じて、在来工法と同様に同工法についても検討を行う考えであります。

なお、国際物流拠点施設建築工事については、現在、商工労働部において設計業務を発注しており、同工法に関する資料を提供しております。また、那覇港総合物流センター建築工事については、那覇港管理組合が事業主体となることから、今後、計画が具体化した段階で、同工法についても検討がなされるものと考えております。

18ページの陳情第205号、泡瀬干潟・浅海域埋立事業を中止し、現在行われている工事（突堤工事、中仕切り堤工事）を即時中止することに関する陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の振興発展のため、地元からの強

い要請に基づき進めてきております。本事業は、控訴審判決を踏まえ、工事を中断しておりましたが、沖縄市において作成した土地利用計画の見直し案について、平成22年8月に沖縄市長が沖縄担当大臣へ説明を行い、了承が得られております。

県は、沖縄市が作成した土地利用計画見直し案を参考に、港湾計画変更の原案を作成し、平成22年12月に開催した沖縄県地方港湾審議会において、原案のとおり適当であると答申を得て、平成23年1月に国土交通大臣へ提出しております。また、同計画については、平成23年3月3日に開催された交通政策審議会港湾分科会のおおむね適当であるとの答申を受け、同年3月7日付で国土交通大臣より変更すべきことを求めない旨、通知されております。

それを受け、県は平成23年3月18日に港湾計画を変更し、同年7月19日に公有水面埋立免許の変更手続を完了したことから、11月16日に工事を再開しております。ことしも4月から7月の間はトカゲハゼに配慮し、海域での工事を行わず、8月から工事に着手しております。

県としましては、地元の要請に応えるためにも、環境保全に配慮し、早期の完成に努めていく考えであります。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 今の処理概要を聞いていると陳情第175号、陳情第176号、陳情第179号、陳情第180号、これは処理概要として、陳情の趣旨は了解しているというように受け取れたのですが、そのように理解してよいですか。

○當銘健一郎土木建築部長 陳情の趣旨に沿って、既に終わっている部分、そして努力していくという形の処理概要となっております。

○新里米吉委員 陳情第192号もかなり前向きな感じを受けますが、それでよ

いですか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 陳情第192号につきましても、まず、次年度に必要な調査を行って、対策を検討していくということでございますが、港湾内のうねりなどで静穏度に問題があるのではないかという認識は持っておりますので、きちんと調査した結果、伊江村と調整を図りながら対策を検討していきたいということでございます。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 陳情第205号、私が粘っている泡瀬干潟の埋立事業の問題ですけれども、きょうは質疑しないで。沖縄市から出された新しい事業計画案についての皆さん方の分析、あれは間違っていると私は批判してきました。それに対する皆さん方が整合性があるという考え方を資料として出してください。

○**中川京貴委員長** ただいま嘉陽委員から資料請求がございましたので、當銘土木建築部長、よろしく願いいたします。
ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**中川京貴委員長** 質疑なしと認めます。
以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

午前11時58分 休憩
午後1時22分 再開

○**仲宗根悟副委員長** 再開いたします。
委員長が所用のため午後は欠席いたしますので、副委員長の私がかわって委員長の職務を行います。
それでは、環境生活部関係の陳情第76号外10件の審査を行います。
ただいまの陳情について、環境生活部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 それでは環境生活部所管の陳情について、お手元の資料、土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境生活部所管の陳情は、新規1件、継続10件、計11件となっております。

まず初めに、継続10件中、処理方針に変更がある1件について、御説明いたします。

お手元の資料2ページ、陳情第76号、瓦れきの広域処理の問題点を認識し、沖縄県独自の被災地支援ビジョン策定を求める陳情の記の2につきましては、厚生労働省及び福島県から、仮設住宅の提供については新規受け入れを終了するよう通知が出されたことに伴い、変更があった部分について御説明させていただきます。

下線部5行目をごらんください。

仮設住宅提供については、福島県から県外への避難者が減少していること、及び福島県への帰還が始まっていることから、新規受け入れを終了するよう厚生労働省及び福島県からの通知がありました。

これを受けて、本県においても新規申し込みは平成24年12月28日までとし、平成25年1月31日までに入居完了することとしております。ただし、既に入居している避難者については、これまでどおり支援を継続するとともに、さらに2年以内であった入居期間を3年以内まで延長できることとしました。

続きまして、新規の陳情1件につきまして、処理方針を御説明いたします。

13ページをごらんください。

陳情第200号、「ワンストップ支援センター」設立に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

性暴力被害者が、治療や相談等の支援を1カ所で受けられるワンストップ支援センターの設置については、犯罪被害者等基本法に基づき策定された国の第2次犯罪被害者等基本計画で位置づけられております。

全国では、大阪府、愛知県、東京都、佐賀県、北海道にワンストップ支援センターが設置されており、その運営主体は民間、地方公共団体などで、形態は病院拠点方式、相談センター拠点方式となっております。

県としましては、ワンストップ支援センターの設置に向け、平成25年1月に県内で性暴力被害者支援を行っている団体等を含めた検討会議を立ち上げ、支援センターの設置に向けた検討を行うこととしております。

以上、環境生活部に係る陳情案件について、御説明いたしました。
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟副委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情第162号の2、ヤンバルの森における森林皆伐の中止を求める陳情について、皆さん方は実態を調査しておりますか。

○下地寛環境生活部長 平成23年度、平成24年度について、どの地域で、どれぐらいの面積で森林を伐採する計画があるかという情報を農林水産部あたりから入手しておりますし、昨年度は私も現場に行って、皆伐されている状況を調査してきました。

○嘉陽宗儀委員 この陳情は、特に世界自然遺産登録の中核をなす生物多様性、豊かなヤンバルの森の保護担保措置がないといったことで登録が見送られているという陳情の中身になっていますけれども、これはどうなっていますか。

○下地寛環境生活部長 世界自然遺産登録に向けて、基本的には地域の生物多様性でありますとか、生態系が保護、保全されることが大きな前提になっておりまして、これが法的な保護担保措置という形でとられますが、そのためには国立公園化ということが一番重要な課題ですが、国立公園化に向けては、国立公園にすることによって、その地域にある程度の利用制限といたしますか、そういうことが生じてきますので、やはり地元の理解を得ることが非常に大事だということで、国頭村等と連携しながら、そして住民などへの説明もしながら、国立公園化に向けた取り組みを行っているという現状です。

○嘉陽宗儀委員 向こうの皆伐問題を見るたびに非常に心を痛める。貴重な動植物、貴重種、絶滅危惧種の生息地が全て奪われている実態がありますね。イ

タジイなどでも50年、100年生きているものが平気で伐採されて。林業との両立と言っているけれども、沖縄にしかない、ウチナービケンというヤンバルの自然の保護をやはり優先して考えないと。林業との云々は別の課題でやってもよいけれども、やはり、ほかの部署は別にしても皆さん方は、少なくとも環境を守るという問題では、皆さん方は優先してその体制の確立に努力すべきだと思いますけれども、どうですか。

○下地寛環境生活部長 もちろん環境の保全、自然環境を守るのが我々の仕事ではありますが、先ほどお話ししたように、法的な保護担保措置をとるための手続として、地元の理解が非常に重要でありますので、業としている林業者の皆さんの生活もありますので、そこら辺も維持しながらいかに自然を守っていくかという、これも一つの課題ではありますが、そういう意味で、地元の皆さんと利用するところと保全するところ、そういった形の線引きをしっかりと、利用と保全が両立するような方策を我々としては考えなければならぬと考えております。

○嘉陽宗儀委員 きょうはもう終わりますが、皆さん方は利用と保全を両立云々と言うけれども、皆さん方の仕事は保全ですよ。哲学、考え方が全然違う。あべこべです。伐採と保全が両立するようなやり方はない。皆さん方は主管部だから、ここは本当にきちんとしないう限り、今のように開発する側も守る側も一緒ですと言ったら、議会としてはどうしようもない。終わります。

○仲宗根悟副委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 陳情第171号について、処理方針の中で、生物多様性地域戦略に基づいて、ヤンバル地域の国立公園化に関する検討会、国立公園化に向けての村民との意見交換会とありますが、ヤンバル地域の国立公園化に関する検討会は何回ぐらい開かれていて、今、どういう方向に進んでいるのか。それから、村民との意見交換会は何回ぐらい行われていて、今、どの辺まで来ているのか。それからあと1つ、生物多様性地域戦略は今、どの辺まで来ているのか。いつごろ公表できるのか、お願いします。

○富永千尋自然保護課長 ヤンバル地域の国立公園化に関する検討会についての話ですが、これは以前に行われているもので、平成20年3月にヤンバル地域

の国立公園に関する基本的な考え方を取りまとめて、公表しております。この考え方に基づいて、国立公園化を進めていくということです。

また、地域に対するいろいろな説明会につきましては、最近では平成24年の1月から4月にかけて、国頭村、東村、大宜味村の役場職員を対象に説明会を行っております。また、同年8月に環境省と県で、国頭村議会議員に対して世界自然遺産に関する意見交換会を開いております。

あと、現在策定中の生物多様性地域戦略、仮称で生物多様性沖縄戦略という名前をつけておりますが、本年度中に策定する予定です。進捗状況としましては、昨年度から産学官の委員で構成する検討委員会で検討を進めておまして、これが去る10月で5回目を終わらしまして、ほぼその原案がまとまっている段階です。これからパブリックコメントにかけるという手続と、もう一つは、庁内での統括監級を主体とする会議でその内容を確認していくという点、最後に、条例で設置している沖縄県自然環境保全審議会で諮問・答申していただくという手続になっております。

○仲宗根悟副委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 新規の陳情について、一、二点聞きたいと思います。

性暴力被害者支援センターについて、一般質問で我が会派の山内末子議員の質問に答えて、同センターの設置予算を2013年度中に要求すると。それは、2013年度中に立ち上げるということで、予算を要求するというお話をされているのでしょうか。

○下地寛環境生活部長 年が明けて1月、これは今年度ですが、団体などとの意見交換をしますが、それを踏まえまして、平成25年度中にしっかりとした一他の先行しているところ、いろいろな団体、被害者の方もいますが、そういった皆さんの話を聞くということを平成25年度でやりたいと。現在は、次年度の調査とかいろいろな検討にかかる費用を概算要求で出そうという準備をしているということです。そして、平成25年度中にしっかりと話がまとまれば、平成25年度で予算を要求して、平成26年度からぜひスタートさせたいというのが我々が持っている目標です。

○奥平一夫委員 日程的な話は非常に理解いたしますが、先日、山内議員と一緒に佐賀県に行ってきました。そこのセンター長からいろいろなお話を伺った

のですが、これは知事が非常に積極的で、知事のほうから、ある意味トップダウンのような形でセンター設置をぜひやりたいということで、知事のそういう非常に心強い指示でできたと。予算についても既存の施設を使いながら、それに上乘せして500万円ぐらいの予算で今のところは進んでいると。ただ、設立して間もないですから、運営しながらいろいろなことを検討して、もっと充実したものにしたいという話をされていましたが、環境生活部長の答弁でセンターをどういう内容のものにするか、センターを沖縄に合ったよりよい形で整え、スタートしたいと。沖縄に合ったよりよい形とはどういうイメージで一恐らく沖縄は基地問題があるので、その辺を含めての答弁かなと思うのですが、いかがですか。

○**下地寛環境生活部長** 沖縄に合ったという答弁の根底には、やはり米軍関係による性暴力被害者という点でも、沖縄はほかの県とは違うだろうと。そうなりますと、法律的な相談についても日米地位協定であったり、そういった法的な関係も難しいところがあると。そういうセンターだけでは解決できない場合に、どういう団体などと連携するか、ネットワークをつなぐかというのも沖縄の中でしっかりと体制を整えなければならない問題ではないかという気持ちがありますので、そのワンストップ支援センターの中に全てのメニューが入れられるかという点、厳しいところがありますが、なるべくその被害者の気持ちに沿うような形で支援すると。ですから、最初はネットワークでもよいのではないかという気持ちは持っております。

○**奥平一夫委員** とにかくナイーブな問題でもありますし、なかなかそのセンターがほかに3つ、4つしかないという状況の中で先導的に走らなければならない。いろいろな問題が起こってくると思いますから、早目に立ち上げて話し合いをしながら、本当にしっかりとしたセンターをぜひ設置していただきたいと思います。できるだけ早目にといいことでお願いしたいと思います。

○**仲宗根悟副委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**仲宗根悟副委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、環境生活部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○仲宗根悟副委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情第158号の2の審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、本陳情は継続の陳情でありますので、前定例会以降の新しい事実についての説明をお願いいたします。

兼島規企業局長。

○兼島規企業局長 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、継続1件となっております。

陳情第158号の2、平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の記の6、工業用水料金の全国水準並みの料金設定につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○仲宗根悟副委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟副委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○仲宗根悟副委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決などについて協議)

○仲宗根悟副委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第20号議案から乙第25号議案までの条例議案6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟副委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案から乙第25号議案までの条例議案6件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第26号議案、乙第34号議案、乙第42号議案、乙第43号議案及び乙第50号議案の議決議案5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟副委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第26号議案、乙第34号議案、乙第42号議案、乙第43号議案及び乙第50号議案の議決議案5件は可決されました。

次に、甲第2号議案及び甲第3号議案の予算議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟副委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案及び甲第3号議案の予算議案2件は原案のとおり可決されました。

これより陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○仲宗根悟副委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、ただいま採択された陳情第155号に係る意見書を提出することにつきまして、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書を提出することで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟副委員長 再開いたします。

議員提出議案としての北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情22件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 中川京貴